

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)

目 次

選管告示	一
山口県選挙管理委員会運営規程の一部改正	一
公安委規則	一
警察署協議会規則の一部を改正する規則	二
山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則	二
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二
山口県道路交通規則の一部を改正する規則	二
公安委規程	三
山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程	三
公安委告示	三
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正	三
企業管理規程	六
山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程	六
山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程	六
山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程	六



山口県選挙管理委員会告示第二十六号

山口県選挙管理委員会運営規程（昭和三十五年山口県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

第十九条第一項中、「山口県税事務所及び大島社会福祉事務所」を「及び山口県税事務所」に改める。

第二十一条第二項並びに第二十二条第二項及び第三項中、「県税事務所又は社会福祉事務所」を「又は県税事務所」に改める。

別表第一中

山口県選挙管理委員会大島地方事務局

大 島 郡

を削

り、「玖珂郡」を「岩国市（平成十五年四月二十日における玖珂郡の区域に限る。）
玖珂郡」に、「熊毛郡」を「大島郡 熊毛郡」に、「防府市・佐波郡」を「山口市（平成十五年四月二十日における佐波郡の区域に限る。） 防府市」に、「吉敷郡」を「山口市（平成十五年四月二十日における吉敷郡の区域に限る。）」に、「宇部市・厚狭郡・美祢郡」を「宇部市 山陽小野田市（平成十五年四月二十日における厚狭郡山陽町の区域に限る。） 美祢郡」に、「豊浦郡」を「下関市（平成十五年四月二十日における豊浦郡の区域に限る。）」に、「大津郡・阿武郡」を「萩市（平成十五年四月二十日における阿武郡の区域に限る。） 長門市（平成十五年四月二十日における大津郡の区域に限る。） 阿武郡」に改める。

別表第二中

大島地方事務局長印

山口県選挙管理委員会大島地方事務局長之印

二〇 公文書用

を削る。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定

（山口県選挙管理委員会大島地方事務局

大 島 郡

を削

る部分及び「熊毛郡」を「大島郡 熊毛郡」に改める部分を除く。）は、平成十八年三月三十一日から施行する。



警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第六号

警察署協議会規則の一部を改正する規則

警察署協議会規則（平成十三年山口県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表第五号中「及び山口県下関水上警察署協議会」を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第七号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項総務課に関する部分中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 広報に関すること。

第四条第一項警察県民課に関する部分中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則（昭和六十年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一山口県ふれあいパークの項中「玖珂郡由宇町」を「岩国市由宇町」に改め、同表二鹿野外活動センターの項中「大字二鹿」を「二鹿」に改め、同項の次に次のように加え、同表周東町野外活動センターの項を削る。

周東 野 外 活 動 セ ン タ ー

岩国市周東町瀬越二二三番地

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第九号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「若しくは特定任意高齢者簡易講習申出書」を「特定任意高齢者簡易講習申出書若しくは特定任意高齢者通常講習申出書」に改め、同条第五項及び第六項中「（山口県下関水上警察署長を除く。）」を削る。

第十七条に次の一号を加える。

九 道路において、ロボットを移動させることをその内容に含む実験をすること。

第二十三条第九号中「又は特定任意高齢者簡易講習申出書（別記第十七号様式の

富田警察官 連絡所	周南市清水 二丁目	
福川警察官 連絡所	周南市社地 町	

表山口県周南警察署の部向道警察官連絡所の項の次に次のように加える。

周南交通検 問所	周南市大字 夜市	
-------------	-------------	--

表山口県周南警察署の部菊川警察官駐在所の項の次に次のように加える。

夜市警察官 駐在所	周南市大字 夜市	周南市大字夜市
戸田警察官 駐在所	周南市大字 戸田	周南市大字戸田
湯野警察官 駐在所	周南市大字 湯野	周南市大字湯野

表山口県周南警察署の部に次のように加える。

和田警察官 駐在所	周南市大字 埵	周南市のうち大字高瀬、大字夏切、大字埵、大字米光、 大字馬神
--------------	------------	-----------------------------------

表山口県周南西警察署の部を削り、同表山口県防府警察署の部徳地交番の項及び串警察官駐在所の項から柚野警察官駐在所の項までを削り、同表山口県山口警察署の部平川交番の項の次に次のように加える。

徳地交番	山口市徳地 堀	山口市のうち徳地深谷、徳地小古祖、徳地堀、徳地伊賀 地、徳地岸見
------	------------	-------------------------------------

表山口県山口警察署の部に次のように加える。

串警察官駐 在所	山口市徳地 鯖河内	山口市のうち徳地鯖河内、徳地串
島地警察官 駐在所	山口市徳地 島地	山口市のうち徳地上村、徳地島地、徳地藤木、徳地山畑
八坂警察官 駐在所	山口市徳地 八坂	山口市のうち徳地船路、徳地引谷、徳地三谷、徳地八坂
柚野警察官 駐在所	山口市徳地 野谷	山口市のうち徳地柚木、徳地野谷

表山口県宇部警察署の部松山交番の項所管区の欄中「末広町」の下に、「八王子町」を、「野原二丁目」の下に、「則貞一丁目、則貞二丁目、則貞三丁目、則貞四丁目、則貞五丁目、則貞六丁目、草江二丁目、草江三丁目、草江四丁目」を、「岬町二丁目」の下に、「岬町二丁目」を加え、「(一番、二番及び十六番に限る。)」を削り、同部八王子警察官駐在所の項及び則貞警察官駐在所の項を次のように改める。

八王子警察 官連絡所	宇部市八王 子町	
則貞警察官 連絡所	宇部市則貞 六丁目	

表山口県小串警察署の部川棚交番の項及び滝部交番の項を削り、同部湯玉警察官駐在所の項の次に次のように加える。

川棚警察官 駐在所	下関市豊浦 町大字川棚	下関市豊浦町大字川棚
--------------	----------------	------------

表山口県小串警察署の部田耕警察官駐在所の項を次のように改める。

滝部警察官 駐在所	下関市豊北 町大字滝部	下関市豊北町大字滝部
--------------	----------------	------------

表山口県小串警察署の部に次のように加える。

田耕警察官 駐在所	下関市豊北 町大字田耕	下関市豊北町大字田耕
--------------	----------------	------------

表山口県下関警察署の部唐戸交番の項名称の欄中「海峡交番」に改め、同項位置の欄中「南部町」を「観音崎町」に改め、同部吉見交番の項を次のように改める。

漁港警備派 出所	下関市竹崎 町三丁目	
-------------	---------------	--

表山口県下関警察署の部壇之浦警察官連絡所の項の次に次のように加える。

唐戸警察官 連絡所	下関市南部 町	
--------------	------------	--

表山口県下関警察署の部幡生警察官連絡所の項の次に次のように加える。

表山口県長府警察署の部小月交番の項から前田警察官駐在所の項までを次のように改める。

Table with 4 columns: 駐在所 (Station), 小月交番 (Shimotsuki Exchange), 長府駅前交番 (Chofu Station Exchange), 土居の内交番 (Tsuji no Uchi Exchange). Lists various police stations and exchange points across the region.

表山口県下関水上警察署の部を削る。

Table with 4 columns: 駐在所 (Station), 南交番 (Nan Exchange), 江の浦交番 (E no Ura Exchange), 西山交番 (Yama no Exchange). Lists police stations and exchange points in the Yamaguchi Water Police Department.

表山口県長府警察署の部王喜警察官駐在所の項所管区の欄中、「工領開作」を「工領開作」に、「大字松屋、大字宇津井」を「大字宇津井、大字松屋」に改め、同表山口県彦島警察署の部江の浦交番の項から南交番の項までを次のように改める。

Table with 4 columns: 官養寺警察 (Kanyoji Police), 前田警察官 (Maeda Police Officer), 前八幡警察 (Maehachiman Police), 勝山交番 (Katsuyama Exchange). Lists police stations and exchange points in the Yamaguchi Police Department.



山口県企業管理規程第七号

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局の組織等に関する規程（昭和四十九年山口県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「、電気技監」を削る。

別表第二の組織上の職の表本局に関する部分中「、電気技監」を削り、別表第二の備考1中「電気技監及び」を削る。

別表第三の一 組織上の職の表本局の部中

電 気 技 監
土 木 技 監

を

「 土 木 技 監 」に改める。

附 則

この管理規程は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第八号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第九項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項

中「第四項」の下に「、第七項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 所属長は、次に掲げる職員（第一号及び第二号に掲げる職員にあつては、職員の配偶者で第一号又は第二号に規定する子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）から請求があつた場合においては、第四項及び第六項の規定にかかわらず、その者の始業及び終業の時刻を管理者が別に定める特定の時刻とし、並びに休憩時間を別に定めることができる。

一 小学校就学の始期に達するまでの子がある職員

二 小学校に就学している子がある職員が児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第三項に規定する放課後児童健全育成事業に係る施設から当該子を連れて帰宅する場合における当該職員

三 第十一条第一項に規定する者で同項に規定する介護を必要とするものを介護する職員

第六条第一項中「、第七項又は第八項」を「又は第七項から第九項まで」に改める。

第十条第八号の三中「小学校就学」を「中学校就学」に改める。

附 則
この管理規程は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第九号

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員給与規程（昭和四十一年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第六条を次のように改める。

（利水業務手当）

第六条 利水業務手当は、職員が庁舎外において次に掲げる業務に従事したとき（管理職手当が支給される職員が第三号に掲げる業務に従事した場合を除く。）に支給する。

一 事故又は災害の発生した発電所、ダムその他の発電又は給水に係る施設（次号において「現場施設」という。）で行う応急作業又は応急作業のために必要な調査

二 豪雨等の異常な自然現象により災害が発生するおそれがある現場施設において行う応急作業又は巡回監視

三 前二号に掲げるもののほか、発電又は給水に係る業務で心身に著しい負担を与えると山口県公営企業管理者が認めるもの

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる業務 一日につき 七百三十円

二 前項第二号に掲げる業務 次に掲げる額

イ 応急作業 一日につき 七百三十円

ロ 巡回監視 一日につき 四百八十円

三 前項第三号に掲げる業務 一日につき 四百八十円

3 第一項各号に掲げる業務が日没時から日出時までの間に行われた場合における第一項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。

第七条第一項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げる。

第七条の二第二項中「用地交渉手当は、」の下に「職員が」を加え、「、庁舎外において」を削り、「業務（以下「用地交渉業務」という。）を」を「もの」に、「職員」を「とき」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、一日につき六百五十円とする。

第七条の二第三項を削る。

第七条の三を次のように改める。

（特殊勤務手当の支給の特例）

第七条の三 同一日において利水業務手当に係る業務及び用地交渉手当に係る業務に従事した職員（第三項に規定する職員を除く。）に対しては、これらの特殊勤務手当のうち最高の額の特殊勤務手当の一を支給する。

2 同一日において利水業務手当に係る業務及び危険作業手当に係る作業に従事した職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、これらの特殊勤務手当のうち当該業務又は当該作業に対する手当の額が最も高いものを支給する。

3 同一日において利水業務手当に係る業務、危険作業手当に係る作業及び用地交渉手当に係る業務に従事した職員に対しては、危険作業手当及び用地交渉手当を支給する。ただし、危険作業手当の額及び用地交渉手当の額を合算した額が利水業務手当の

額より低い額となるときは、利水業務手当を支給する。

別表第一の二級の項を削り、同表三級の項中「三級」を「二級」に改め、同表四級の項中「四級」を「三級」に改め、同表五級の項を削り、同表六級の項中「六級」を「四級」に改め、同表七級の項中「七級」を「五級」に改め、同表八級の項中「八級」を「六級」に改め、同表九級の項中「九級」を「七級」に改め、同表十級の項中「十級」を「八級」に改め、同表十一級の項中「十一級」を「九級」に改める。

別表第二の二級の項を削り、同表三級の項中「三級」を「二級」に改め、同表四級の項中「四級」を「三級」に改め、同表五級の項を削り、同表六級の項中「六級」を「四級」に、「五級」を「三級」に改め、同表七級の項中「七級」を「五級」に、「六級」を「四級」に改め、同表八級の項中「八級」を「六級」に改め、「電気技監」を削り、「七級」を「五級」に改め、同表九級の項中「九級」を「七級」に、「八級」を「六級」に改め、同表十級の項中「十級」を「八級」に、「九級」を「七級」に改め、同表十一級の項中「十一級」を「九級」に、「十級」を「八級」に改め、同表の備考の部分

別表第三中「電気技監」を削る。

附則

（施行期日）

1 この管理規程は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この管理規程の施行の日に現に改正前の山口県企業局職員給与規程別表第二の備考の規定により、その職の属する職務の級の一級上位の職務の級とされている職員については、改正後の山口県企業局職員給与規程別表第二の規定にかかわらず、引き続き当該一級上位の職務の級に在級することができる。

平成十八年三月三十一日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)